

豊橋市子ども・子育て支援事業計画骨子

平成26年4月25日 第1回子ども・子育て会議

I 計画の策定にあたって

1. 社会的背景と国の動向

【社会的背景】

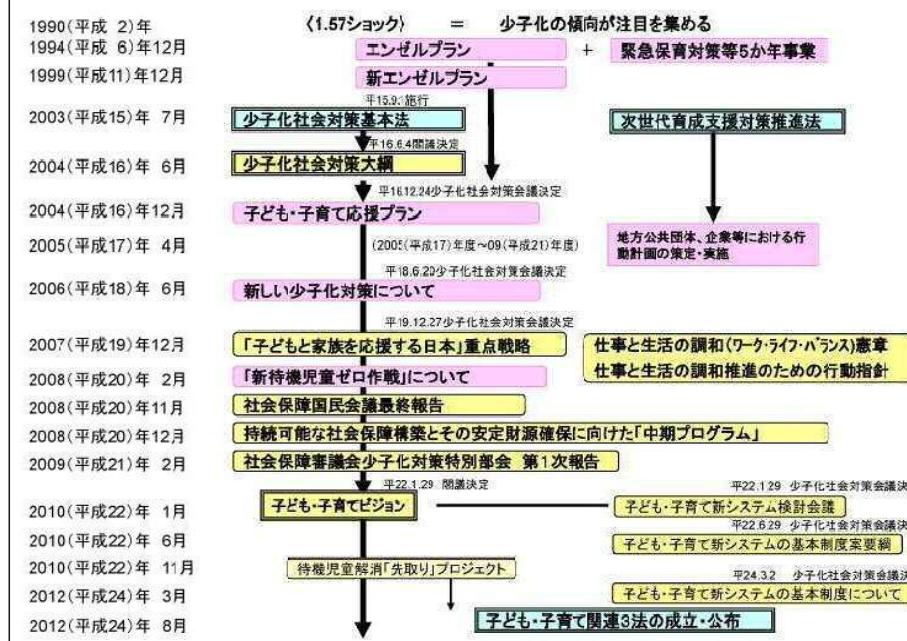
- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望が叶わない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カープ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供体制が不十分



【子ども・子育て関連3法の成立】H24.8月

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

【国の取り組みの流れ】



2. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

【子ども・子育て支援の意義に関する事項】

○基本的考え方

- ・子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする。

○対象

- ・障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが必要。

○子どもの育ちに関する理念

- ・乳児期におけるしっかりと愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが社会全体の責任。

○子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- ・「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある。

- ・子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。

- ・そのうえで、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。また、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要。

○社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

- ・行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

【市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項】

○必須記載事項

- ・教育・保育提供区域の設定に関する事項
- ・各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- ・子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

○任意記載事項

- ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

II 基本理念・基本目標

1. 基本理念

豊かな愛情で未来への架け橋を育むまち とよはし

本市の次世代育成支援行動計画「子育て応援プラン」では、子どもたちは次代を担う希望であり未来の財産であり、また、現在と未来をつなぐ架け橋と考え、子どもたちが健やかに育つことができるよう、家庭や地域社会全体で支え合い、子育てに夢と誇りが持てる環境づくりを目指し、この基本理念を掲げてきました。

子ども・子育て支援事業計画においても、地域や社会が家庭に寄り添い、未来に向けて子どもたち一人一人が健やかに育つことができる環境づくりに継続的に取組み、みんなの笑顔と子どもたちの元気な声があふれ子育てしやすいまちのより一層の実現に向け、この基本理念を継承していきます。

2. 基本目標

子ども・子育て支援事業計画では、基本理念を実現するために子育て応援プランの継承と、子ども・子育て支援法に基づく基本指針における子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、次のように設定します。

子ども自身への働きかけ

- 1 すべての子どもの
育ちを支える環境づくり
- 2 子どもの豊かな人間
形成を支える環境づくり

- 3 子育て家庭を支える
環境づくり

- 4 子育てを社会全体で
担う意識と環境づくり

家庭への働きかけ

社会のあらゆる構成員への働きかけ

基本目標の考え方

基本目標1 すべての子どもの育ちを支える環境づくり(新設)

子ども・子育て支援法における基本的考え方である「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、また、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すため、幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援の提供と子どもの人権を尊重した環境づくりに取り組みます。

なお、子育て応援プランでは、子どもの人権を尊重した環境づくりは「子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり」に、幼児期の教育・保育に関する事業は「子育て家庭を支える環境づくり」に位置付けていましたが、子ども・子育て支援事業計画においては、これらの事業へのより一層の取り組みを進めるため、新たな基本目標として設定します。

基本目標2 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり

次代を担う子どもが心豊かで健やかに育つためには、家庭で愛情深く育てられ、地域の人々に支えられながら様々な経験を通して自信をつけていくことができるような環境整備が必要です。そのため、家庭・地域・学校における子どもの人間形成や子どもの主体的な活動を尊重する取り組み、次代の親としての子どもの人間形成を支える環境づくりを進めます。

基本目標3 子育て家庭を支える環境づくり

子育ては第一義的には家庭の責任ではありますが、子育てをめぐる環境が変化し、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっていると言われています。そのため、地域や社会が保護者に寄り添い、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

また、ひとり親家庭や障害児を持つ家庭、外国人家庭など社会的支援を必要とする家庭への支援や、健康で子育てできる支援に取り組みます。

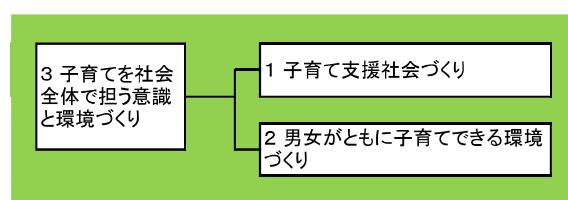
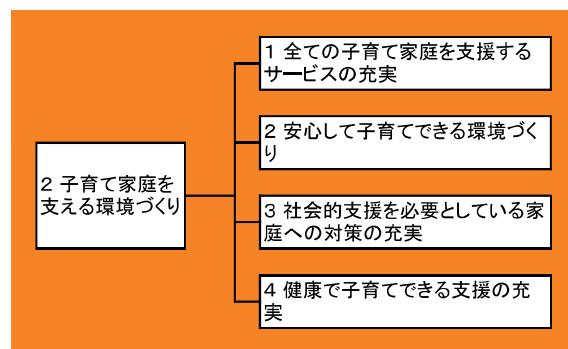
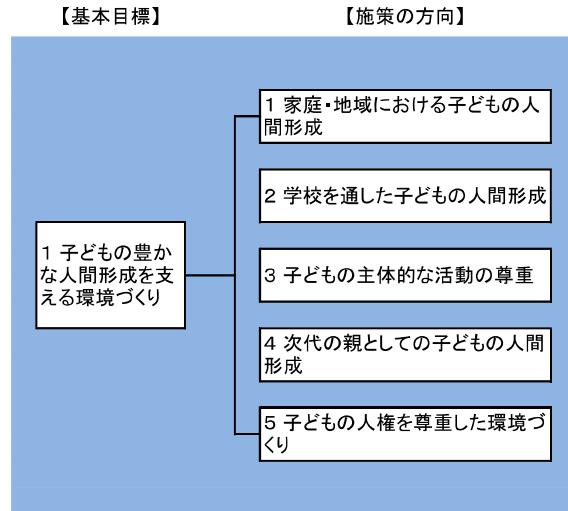
基本目標4 子育てを社会全体で担う意識と環境づくり

子ども・子育て支援は、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、その重要性を理解し、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。また、家庭においても母親と父親がともに子どもの成長に関わり、子どもの成長の喜びを分かち合うことのできる環境づくりが必要です。そのため、子育てを社会で支える意識の啓発をするとともに、協働による子育て支援の推進、仕事と子育ての両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進などに取り組みます。

III. 計画の体系

基本理念：豊かな愛情で未来への架け橋を育むまち とよはし

次世代育成支援行動計画 「子育て応援プラン」(後期計画)



「子育て応援プランを継承しながら、
「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を元に再構築

子ども・子育て支援事業計画 ○○○○

【基本目標】

- 1 すべての子どもの育ちを支える環境づくり
- 2 地域における子ども・子育て支援の充実
- 3 子どもの人権を尊重した環境づくり

- 1 家庭・地域における子どもの人間形成
- 2 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり
- 3 子どもの主体的な活動の尊重
- 4 次代の親としての子どもの人間形成

- 1 安心して子育てできる環境づくり
- 2 社会的支援を必要としている家庭への対策の充実
- 3 健康で子育てできる支援の充実

- 1 子育てを支え応援する社会づくり
- 2 仕事と子育ての両立ができる環境づくり

【施策の方向】

【必須記載事項】
<幼児期の教育・保育の提供に関する事業>
・保育園・幼稚園・認定こども園

【必須記載事項】
<地域子ども・子育て支援事業>
・延長保育事業
・子育て短期支援事業
・一時預かり事業
・アマリー・サポート・センター事業
・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業
◎実費徴収による補足給付を行う事業
◎多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
【市独自の新たな取り組み】
◎子育て支援プラットホーム事業

【任意記載事項】
・児童虐待防止体制の充実

【市独自の新たな取り組み】
◎災害時の子育て支援の充実

【任意記載事項】
・ひとり親家庭における子育てへの支援
・障害がある児童の子育てへの支援
【市独自の新たな取り組み】
◎貧困家庭における子育てへの支援

【市独自の新たな取り組み】
◎市民協働による子育て支援の推進

【任意記載事項】
・ワーク・ライフ・バランスの推進
◎産休及び育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

IV 豊橋市子ども・子育て支援事業計画 構成案

次世代育成支援行動計画 「子育て応援プラン」(後期計画)

第1章 計画の基本的な考え方
1 計画策定の背景
2 計画策定の趣旨
3 計画の基本理念と基本目標
4 計画の位置付け及び計画期間
5 計画の体系

第2章 子育てをとりまく環境 ~豊橋市の現状~
1 人口の推移と少子化の動向
2 就労の状況
3 保育所・幼稚園・小学校等の状況
4 地域における子育て支援の状況
5 親子の健康づくりと学習の状況

第3章 前期計画の評価と今後の子育て支援の方向性
1 これまでの取り組みにおける成果と課題
2 ニーズ調査の概要
3 後期計画における取り組みの評価と課題
4 今後の子育て支援の方向性

第4章 基本目標と施策の方向
1 基本目標1 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり 施策の方向1-1、1-2、…
2 基本目標2 子育て家庭を支える環境づくり 施策の方向2-1、2-2、…
3 基本目標3 子育てを社会全体で担う意識と環境づくり 施策の方向3-1、3-2
■事業の数値目標

第5章 推進に向けて
1 計画推進の考え方
2 家庭、地域、企業等に期待される役割
3 推進体制
資料欄

第1章 計画の基本的な考え方
1 計画策定の背景
2 計画策定の趣旨
3 計画の基本理念と基本目標
4 計画の位置付け及び計画期間
5 計画の体系

第2章 子育てをとりまく環境 ~豊橋市の現状~
1 人口の推移と少子化の動向
2 就労の状況
3 保育所・幼稚園・小学校等の状況
4 地域における子育て支援の状況
5 その他子育て支援事業の状況

第3章 子育て応援プラン後期計画の評価と今後の子育て支援の方向性
1 子育て応援プラン後期計画の概要説明と取り組み状況
2 ニーズ調査の概要
3 後期計画における取り組みの評価と課題
4 今後の子育て支援の方向性

第4章 基本目標と施策の方向
1 基本目標1 すべての子どもの育ちを支える環境づくり 施策の方向1-1、1-2、…
2 基本目標2 子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり 施策の方向2-1、2-2、…
3 基本目標3 子育てを社会全体で担う意識と環境づくり 施策の方向3-1、3-2
■事業の数値目標

第5章 豊橋市の子ども・子育て支援環境の整備
1 区域設定について
2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

第6章 推進に向けて
1 計画の推進体制
2 家庭、地域、企業等に期待される役割
資料欄

[現段階での構成案であり、今後策定作業を進める中で修正・変更となる可能性があります。]

子ども・子育て支援事業計画 ○○○○

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景…少子化の進行、国の動向などの社会的背景を示します。
- 2 計画策定の趣旨…子育て応援プランや子ども・子育て支援法、今回の計画からの新たな視点を踏まえ、計画策定の趣旨を説明します。
- 3 計画の基本理念と基本目標…前ページ参照
- 4 計画の位置付け及び計画期間…子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法等の法的根拠及び本市総合計画や関連計画との関係性を示します。また、計画の期間は、平成27年度～31年度の5年間とします。
- 5 計画の体系…子育て応援プランを継承しながら、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を元に再構築します。

第2章 子育てをとりまく環境 ~豊橋市の現状~

- 1 人口の推移と少子化の動向
 - 2 就労の状況
 - 3 保育所・幼稚園・小学校等の状況
 - 4 地域における子ども・子育て支援の状況
 - 5 その他子育て支援事業の状況
- ①…人口や就業率等の統計データのグラフ等を用いて本市の状況をまとめます。
②…第5章関連事業及びその他子育て支援事業について、過去5年間程度の推移をまとめます。

第3章 子育て応援プラン後期計画の評価と今後の子育て支援の方向性

- 1 子育て応援プラン後期計画の概要説明と取り組み状況…子育て応援プラン後期計画の取り組み実績等をまとめます。
- 2 ニーズ調査の概要…平成25年度に行ったニーズ調査結果の概要を紹介します。
- 3 後期計画における取り組みの評価と課題…子育て応援プランの取り組み実績とニーズ調査を元にした評価とそこから考えられる課題についてまとめます。
- 4 今後の子育て支援の方向性…前述の課題や子ども・子育て支援法を踏まえ、今後の本市の子育て支援の方向性についてまとめます。

第4章 基本目標と施策の方向

前章における後期計画での取り組みと課題、今後の方向性を元に推進施策を整理し、基本目標・施策の方向性の体系毎に個別の施策を掲載します。

第5章 豊橋市の子ども・子育て支援環境の整備

- 1 区域設定について…日常生活圏域を元に設定した9区域について、考え方と地図を掲載します。
- 2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策…人口推計や平成25年度に実施したニーズ調査結果等による量の見込みについて考え方をまとめ、これまでの利用実績の推移等を考慮した上で、各年度別の「量の見込み」と確保方策を区域ごとに示します。

【教育・保育事業の掲載イメージ(国資料より)】

	1年目		2年目		3年目	
	3-5歳 学校教育 のみ	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人
③地域型保育事業(※2)			20人		30人	50人
④-①	0	0	▲100人	0	▲20人	0

【地域子ども・子育て支援事業の掲載イメージ(国資料より)】

地域子ども・子育て支援事業	1年目		2年目		3年目	
	①量の見込み	②確保の内容	③量の見込み	④確保の内容	⑤量の見込み	⑥確保の内容
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
③-①	0	0	0	0	0	0

- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

…認定こども園の普及に係る基本的考え方、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割や推進方策等、教育・保育施設や地域型保育事業者などの相互の連携や小学校等との連携の推進方策を示します。

第6章 推進に向けて

- 1 計画の推進体制…計画の推進に向けた考え方、推進体制、点検・評価について記載します。
- 2 家庭、地域、企業等に期待される役割…社会のあらゆる分野の役割と協働のあり方についてまとめます。